

令和 2 年度
教員免許状更新講習
募集要項
【後期】

仁愛女子短期大学

目 次

1. 教員免許更新制について	2
2. 受講申込から履修認定までの流れ	2
3. 受講対象者	3
4. 開設する講習	4
5. 受講の申込方法	5-6
6. 受講票・受講料振込用紙の送付	6
7. 受講の取り消し	6
8. 履修認定試験・事後評価アンケート	6
9. 履修証明書の送付	7
10. 個人情報の取扱い	7
11. 講習概要	8-11
12. 受講申込書・事前アンケート	12-18

<講習の実施方法について>

- ・ **講習は全てインターネットを用いた遠隔で実施します。**
- ・ 遠隔での実施にあたり、YouTube 視聴もしくは Zoom（オンライン遠隔会議システム）利用のため、パソコンまたはスマートフォン、タブレット等が必要になりますので、各自ご準備ください。なお、本学から機器類の貸し出しはいたしません。
- ・ 対面式での講習と同じく、講習時間は 1 講習 6 時間あります。したがって、6 時間分のネット視聴が必要となります。※利用制限のない、定額制のインターネット通信を確保することを推奨いたします。

1. 教員免許更新制について

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入されることになりました。仁愛女子短期大学においても、文部科学大臣の認定を受けて、教員として必要な最新の知識技能の修得を目的とした免許状更新講習を開設します。

教員免許更新制のもっとも基本的なポイントは次の 4 つです。

- ①免許更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。
 - ②平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された教員免許状に 10 年間の有効期間が付されること。
 - ③2 年間で 30 時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要となること。
 - ④平成 21 年 3 月 31 日以前に免許状を取得した者にも更新制の基本的な枠組みを適用すること。
- この制度に関する詳細については、下記ホームページを参照してください。

教員免許更新制とは？一解説と Q&A

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm

ケース別 手続きの流れ

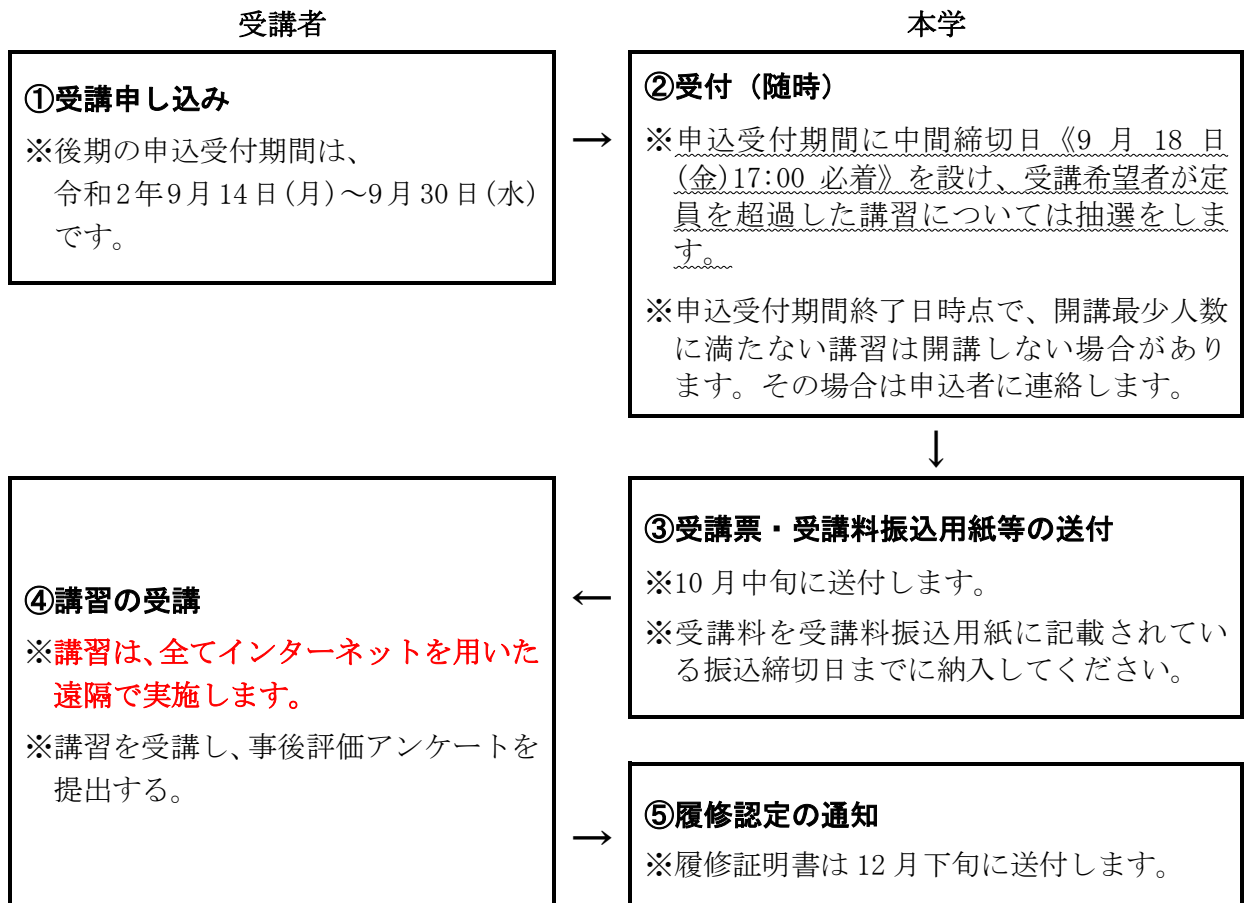
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm

福井県における教員免許更新制に関する問合せ

福井県 教育庁 学校振興課 <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/gakushin/top1.html>

Tel : 0776-20-0564 Fax : 0776-20-0670 e-mail : gakushin@pref.fukui.lg.jp

2. 受講申込から履修認定までの流れ



3. 受講対象者

更新講習の受講対象は、普通免許状又は特別免許状を有する方で、以下に該当し、
旧免許状の場合は、修了確認期限が令和3年3月31日（平成33年3月31日）または令和4年3月31日（平成34年3月31日）となる方、新免許状の場合は、有効期間の満了日が令和3年3月31日（平成33年3月31日）または令和4年3月31日（平成34年3月31日）となる方に限ります。（詳しくは、P15「旧免許状と新免許状の見分け方」をご覧ください。）

※修了確認期限を延期している場合は、免許状更新講習の受講期間は延期後の修了確認期限から起算する必要があり、受講期間外に講習を受講した場合、免許状更新のための講習として認められなくなります。

※教員免許状の有効期間（修了確認期限）については、下記の文部科学省ホームページで確認できます。

『教員免許状の有効期間確認ツールの公開について ～更新時期確認のご参考に～』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm

※修了確認期限は、下記の文部科学省ホームページでも確認できます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

- ① 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- ② 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者
- ⑤ 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- ⑥ 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者
- ⑦ 教員採用内定者
- ⑧ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ⑨ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑩ 認定こども園で勤務する保育士
- ⑪ 認可保育所で勤務する保育士
- ⑫ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

4. 開設する講習

平成 28 年 4 月から、新たに免許状更新講習が導入され、講習内容が「必修領域（6 時間）＋選択必修領域（6 時間）＋選択領域（18 時間）」合計 30 時間の履修が必要となります。

講習概要（講習内容、担当講師、受講料など）は本冊子の「11. 講習概要」にあります。

なお、講習は全て「インターネットを用いた遠隔（動画視聴または Zoom）」で実施します。

領域	講習コード	講習名	定員	時間数	講習日	主な受講対象者	掲載ページ
必修	401	教育の最新事情	150人	6時間	11月1日(日)	幼稚園教諭	P 9
選択必修	501	安全安心な園づくりのために(危機管理上の課題と組織的対応の必要性)	170人	6時間	11月3日(火)	幼稚園教諭	P 10
選択	601	保育におけるマネジメントとリーダーシップ	170人	6時間	12月5日(土)	幼稚園教諭	P 11

※動画視聴（YouTube）もしくは Zoom（オンライン遠隔会議システム）どちらで行うかは、10 月中旬に受講票等と併せてお知らせいたします。

※対面式での講習と同じく、講習時間は 1 講習 6 時間あります。したがって、6 時間分のネット視聴が必要となります。

※動画視聴は、講習日のみ視聴でき、翌日には視聴できなくなります。

※Zoom で実施する場合は、「講習日」に「11. 講習概要」に記載の「講習内容・授業方法」のスケジュールで実施します。

※遠隔での実施にあたり、動画視聴もしくは Zoom 利用のため、パソコンまたはスマートフォン、タブレット等が必要になりますので、各自ご準備ください。なお、本学から機器類の貸し出しはいたしません。

5. 受講の申込方法

下記の「申込みに必要な手続書類」を揃えて、簡易書留で郵送してください。その際、封筒に「教員免許状更新講習申込書類在中」と朱書きしてください。①受講申込書、③事前アンケートは本冊子の巻末にあります。また、本学ホームページ「令和 2 年度 教員免許状更新講習の受講案内【後期】」にも掲載してありますので、ダウンロードしてご利用ください。

また、申込受付は先着順とせず、中間締切日《9月18日(金)17:00 必着》を設け、受講希望者が定員を超過した講習については抽選をします。詳細は(4)注意事項をお読みください。

なお、本学の【前期】を受講申込みした方で、【後期】も受講申込みを行う場合は、手続きの都合上、お手数ですがもう一度、手続書類全てを郵送してください。

(1) 申込みに必要な手続書類 ※提出書類に不備等がある場合は、申込受付ができませんのでご注意ください。

	書類等	備考
全 員	①受講申込書	必要事項を記入し、顔写真を所定欄に貼付のうえ、所属学校（機関）長の証明・押印（公印）を必ず受けてください。 顔写真は、正面向・上半身・無帽・縦4cm×横3cm、申込以前3カ月以内に撮影した写真を貼付してください。 複数の講習を同時に申込まれる場合も申込書は1枚です。
	②顔写真1枚 (10月中旬に送付する 受講票に貼付します)	正面向・上半身・無帽・縦4cm×横3cm、申込以前3カ月以内に撮影した写真。（裏面に名前を記入してください。） ※受講申込書に貼付したものは別に、1枚同封してください。
	③事前アンケート	<u>1講習につき1枚作成</u> してください。
	④返信用封筒1通 (1人1通必要)	角形2号(24cm×33.2cm)の封筒に140円切手を貼付し、申込者の郵便番号、住所及び氏名（～様と記入）を明記してください。
	⑤教員免許状のコピー (紛失してしまった場合は、 教育職員免許状授与 証明書のコピー)	お持ちの各種教員免許状について、それぞれコピーを同封してください。（保育士証のコピーは必要ありません） 授与時と現在の氏名が異なる場合は、氏名の横に現姓を記入してください。 ※免許状の写しは、都道府県教育委員会への更新講習修了確認申請をする際にも必要となります。万が一免許状を紛失してしまった場合は、都道府県教育委員会にお問い合わせください。 ※福井県の場合：福井県教育庁学校振興課 http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/gakushin/syuuryoukakunin.html
旧 免 許 状 所 持 者 の み	⑥「更新講習修了確認 証明書」等のコピー (紛失してしまった場合は、 教育職員免許状授与 証明書のコピー)	旧免許所持者で、2度目の更新講習の場合は、「次の修了確認期限」が記載された「更新講習修了確認証明書」等のコピーを同封してください。 ※初めての更新講習の場合は、必要ありません。 ※更新講習修了確認証明書は、都道府県教育委員会への更新手続きの際にも必要となります。万が一紛失した場合は、都道府県教育委員会にお問い合わせください。 ※福井県の場合：福井県教育庁学校振興課 http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/gakushin/syuuryoukakunin.html

※受講料…10月中旬に「受講票」とともに「受講料振込用紙」を郵送しますので、記載されている振込締切日までに最寄の金融機関窓口より銀行振込にて納入してください。
なお、振込手数料は受講者負担とさせていただきます。

(2) 申込受付期間

申込受付期間 令和2年9月14日(月)～9月30日(水) ※当日消印有効

中間締切日 令和2年9月18日(金) 17:00 必着

(3) 申込先・問合せ先

仁愛女子短期大学 教員免許状更新講習室 【取扱時間 (月～金) 9:00～17:00】

〒910-0124 福井市天池町 43-1-1 Tel : 0776-43-6609 Fax : 0776-56-4555

e-mail : menkyokosyu@jin-ai.ac.jp

(4) 注意事項

① 中間締切日《9月18日(金)17:00 必着》時点で、受講希望者が定員を超過した講習については抽選をします。抽選を行う講習については本学ホームページに掲載しますので、各自で確認してください。

② 抽選となった場合、抽選に漏れた方のみ9月24日(木)に結果を速達郵便にて発送します。
電子メールでの連絡を希望される方は、手続書類とは別に「氏名(ふりがな)・住所・勤務先(件名は「抽選結果を希望」と記入)」を9月18日(金)17:00までに、本学の教員免許状更新講習室宛に送信してください。【menkyokosyu@jin-ai.ac.jp】

③ 中間締切日時点で定員に達した講習は、申込受付期間終了日を待たずに募集を締め切りますのでご了承ください。中間締切日時点で定員に達しない講習については、引き続き募集を行います。

④ 受付状況は、随時、本学ホームページの「令和2年度教員免許状更新講習の受付状況【後期】」でご確認ください。

⑤ 申込受付期間終了日時点で、開講最少人数に満たない講習は、開講しない場合があります。その場合は申込者に連絡します。

6. 受講票、受講料振込用紙の送付

受講が決定したら、10月中旬に「受講票」、「受講料振込用紙」等を郵送します。

受講料につきましては、「受講料振込用紙」に記載されている振込締切日までに最寄の金融機関窓口より銀行振込にて納入してください。なお、振込手数料は受講者負担とさせていただきます。また、振込締切日までに受講料が納入されない場合は、受講を取り消す場合もあります。

7. 受講の取り消し

止むを得ず受講を取り消す場合は、講習実施日の前日(土・日・祝日等業務を行わない日を除く)の午後5時までに、教員免許状更新講習室へご連絡ください。その場合、受講料等はお返ししますが、返還に係る手数料は受講者負担とさせていただきます。

8. 履修認定試験・事後評価アンケート

① 講習では筆記試験を行い、成績評価を行います。

② 受講した講習ごとに「事後評価アンケート」を配布しますので、回答し提出してください。

9. 履修証明書の送付

講習終了後、履修認定がなされた受講者に対して、12月下旬に「履修証明書」を送付します。
「履修証明書」は、免許管理者（都道府県教育委員会）に対し、免許状更新講習修了の確認申請をするための添付書類となりますので、大切に保管してください。

10. 個人情報の取扱い

受講希望者から提出された受講申込書等に記載されている個人情報および履修認定試験結果等の個人情報については、教員免許状更新講習に関わる業務を行うために利用するとともに管理し、他の目的での利用は行いません。

11. 講 習 概 要

仁愛女子短期大学 教員免許状更新講習概要【必修】

講 習 コ ー ド	401				
講 習 名	教育の最新事情				
認 定 番 号	令 02-35141-100542 号				
講 習 会 場	仁愛女子短期大学				
必修・選択必修・選択	必修 ・ 選択必修 ・ 選択				
担 当 講 師 (所属・氏名)	乙部 貴幸	仁愛女子短期大学	幼児教育学科	准教授	
	賞雅 さや子	仁愛女子短期大学	幼児教育学科	准教授	
	増田 翼	仁愛女子短期大学	幼児教育学科	准教授	
日 程	令和2年11月1日（日）				
講 習 時 間	9：00 ～ 16：10				
時 間 数	6 時間	受講料等	受講料 6,500 円	教材費等 0 円	計 6,500 円
受 講 定 員	150 人（開講最少人数は 10 人）				
	開講最少受講者数未満の場合は、講習は行わずに受講料はお返しします。				
対 象 職 種	教諭 養護教諭				
主な受講対象者	主として幼稚園教諭				
講習の目標・ねらい					
「国の教育政策や世界の教育の動向」「教員としての子ども観、教育観等についての省察」「子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見」「子どもの生活の変化を踏まえた課題」の4つの事項について、教員に求められる最新の知識・技能の修得と今日的な教育課題についての理解を深めることを目指す。					
講習内容・授業方法					
1. オリエンテーション 9：00～9：10（担当：増田翼）					
2. 「国の教育政策や世界の教育の動向」9：10～10：30（担当：増田翼） 日本における幼児教育の特徴や課題について、海外の幼児教育の動向を踏まえたうえで考察する。					
3. 「教員としての子ども観、教育観等についての省察」10：40～11：40（担当：増田翼） これまでの現場経験を振り返りつつ、自らの子ども観、教育観を省察する。また、保育者に求められている社会的要請について考察する。					
4. 「2・3の範囲分の筆記試験」11：40～12：10（担当：増田翼）					
5. 「子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見」13：00～14：30（担当：乙部貴幸） 脳の基本的メカニズムと発達・発達障害の関連について最新の知見を踏まえながら学ぶことで、子どもの育ちを科学的に理解し、特別支援と心のバリアフリーにまつわる課題について考察する。					
6. 「子どもの生活の変化を踏まえた課題」14：40～15：40（担当：賞雅さや子） 子どもの貧困等、子どもと家庭への支援の現状や課題について整理するとともに、支援者に求められる態度について考察する。					
7. 「5・6の範囲分の筆記試験」15：40～16：10（担当：乙部貴幸・賞雅さや子）					
評価方法：筆記試験により評価する。詳細は「講習内容・授業方法」をご覧ください。					
出席要件：遅刻、欠席、早退、途中退席は認めません。この場合、履修認定はしません。					
連絡事項：特になし					

仁愛女子短期大学 教員免許状更新講習概要【選択必修】

講 習 コ ー ド	501				
講 習 名	安全安心な園づくりのために（危機管理上の課題と組織的対応の必要性）				
認 定 番 号	令 02-35141-301151 号				
講 習 会 場	仁愛女子短期大学				
必修・選択必修・選択	必修 ・ 選択必修 ・ 選択				
担 当 講 師 （所属・氏名）	増田 翼 仁愛女子短期大学 幼児教育学科 准教授				
日 程	令和 2 年 11 月 3 日（火）				
講 習 時 間	9：00 ～ 16：10				
時 間 数	6 時間	受講料等	受講料 6,500 円	教材費等 0 円	計 6,500 円
受 講 定 員	170 人（開講最少人数は 10 人）				
	開講最少受講者数未満の場合は、講習は行わずに受講料はお返しします。				
対 象 職 種	教諭 養護教諭				
主な受講対象者	主として幼稚園教諭				
講習の目標・ねらい 本講習の目的は、園を取り巻く「危機管理上の課題」および「組織的対応の必要性」について「学校保健安全法」にも触れながら考察することである。具体的には、大規模災害に対する危機管理およびリスクマネジメントについて理解を深めるとともに、園での事故・ケガのリスクを軽減する方策について議論していきたい。また講習全体を通して、「安全安心な園づくり」のために保育者には何が求められるのか、についても考えていきたい。					
講習内容・授業方法 1. オリエンテーション 9：00～9：10 2. 「大規模災害発生時における園の危機管理について」 9：10～10：30 東日本大震災（2011 年）発生当時の現場保育者の対応事例をもとに、避難方法、避難生活での必需品、子どもたちの様子（地震ごっこ・津波ごっこ）などについて理解を深める。 3. 「大規模感染症を想定した園のリスクマネジメントについて」 10：40～12：10 新型コロナウイルス感染症拡大なども事例に挙げながら、危機が発生した場合の被害や混乱を最小限に食い止めるために、日ごろからどのような備えが重要となるのか考察する。 4. 「事故・ケガのリスクを軽減する方策について」 13：00～14：30 どのような組織的対応が、子どもの事故・ケガのリスクの軽減につながるのかについて、「ヒヤリハット報告」や「データ化」等の具体的事例も交えながら考察する。 5. 「各種法令等と危機管理マニュアルについて」 14：40～15：40 「学校保健安全法」をはじめとして、「学校安全」に関する各種法令や要領・指針を確認するとともに、「危機管理マニュアル」や「災害対応マニュアル」等について理解を深める。 6. 「2～5の筆記試験」 15：40～16：10					
評価方法：筆記試験により評価する。					
出席要件：遅刻、欠席、早退、途中退席は認めません。この場合、履修認定はしません。					
連絡事項：特になし					

仁愛女子短期大学 教員免許状更新講習概要【選択】

講 習 コ ー ド	601				
講 習 名	保育におけるマネジメントとリーダーシップ				
認 定 番 号	令 02-35141-504158 号				
講 習 会 場	仁愛女子短期大学				
必修・選択必修・選択	必修 ・ 選択必修 ・ 選択				
担 当 講 師（氏名・所属）	増田 翼 仁愛女子短期大学 幼児教育学科 准教授				
日 程	令和 2 年 12 月 5 日（土）				
講 習 時 間	9：00 ～ 16：10				
時 間 数	6 時間	受講料等	受講料 6,500 円	教材費等 0 円	計 6,500 円
受 講 定 員	170 人（開講最少人数は 10 人）				
	開講最少受講者数未満の場合は、講習は行わずに受講料はお返しします。				
対 象 職 種	教諭 養護教諭				
主な受講対象者	主として幼稚園教諭				
講習の目標・ねらい 本講習では、多様化・複雑化する保育現場の現状を踏まえたうえで、保育におけるマネジメントとリーダーシップの理論および意義・役割について理解することを目標とする。具体的には、講習を受講することで、①組織マネジメント、②他職種との協働・連携、③保育の質保証、④保育におけるリーダーシップ、などについて考察するための見方を獲得する。					
講習内容・授業方法 1. オリエンテーション 9：00～9：10 2. 「近年の学校（園）経営改革の動向および組織マネジメントについて」 9：10～10：30 保育を取り巻く近年の経営（制度）改革の特徴について理解するとともに、「組織目標の設定と進捗管理（PDCA サイクル）」や「職員の資質向上」などが求められる背景について考察する。 3. 「他職種との協働・連携」 10：40～12：10 2015 年に出された「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」をもとにしながら、「カリキュラムマネジメント」に寄与するような多職種（他職種）との連携・分担体制とはどのようなものか考察する。 4. 「保育の質保証」 13：00～14：30 法令等に明記された最低基準を満たすことはもちろんのこと、設定された組織目標の達成や利用者のニーズの充足も含めた様々な質の確保によって、保育現場の利害関係者（ステークホルダー）の信頼を確立していく「質保証」のプロセスについて考察する。 5. 「保育におけるリーダーシップ」 14：40～15：40 今後の保育現場にとって重要となる「分散型・共有型リーダーシップ」について理解したうえで、園の円滑な運営に向けたリーダーシップの力量形成について考察する。 6. 「2～5の筆記試験」 15：40～16：10					
評価方法：筆記試験により評価する。 出席要件：遅刻、欠席、早退、途中退席は認めません。この場合、履修認定はしません。					
連絡事項：本講習は、幼稚園教諭免許状を有する更新対象者すべての方を主な受講対象者として設定しています。（※経営者、管理者、ミドルリーダー等のみを対象とした講習ではありません）					

12. 受講申込書 事前アンケート

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな		申込印		生年月日	昭和・平成 年 月 日	(顔写真) 縦 4cm×横 3cm ・正面向、上半身、無帽 ・3ヶ月以内に撮影したもの ・裏面に氏名を記載
氏 名						
連絡先	(〒 ー) 都道 市 府県 郡 ※平日、日中に必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。 (TEL) ー ー (□ 自宅 □ 勤務先) (携帯) ー ー					
受講対象者の区分 ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。 ※勤務先は正式名称で記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者		(勤務校(園)) (職名) ※該当職を○で囲んでください。 ・主幹保育教諭 ・指導保育教諭 ・保育教諭 ・助保育教諭 ・校長(園長) ・副校長(副園長) ・教頭 ・主幹教諭 ・指導教諭 ・教諭 ・助教諭 ・講師 ・養護教諭 ・養護助教諭 ・栄養教諭 ・実習助手 ・寄宿舎指導員 ・学校栄養職員 ・養護職員			
	②教員採用内定者／教員として任命又は雇用される(見込みのある)者		(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)			
	③教員勤務経験者		(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)			
	④認定こども園及び認可保育所の保育士／幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士		(勤務先)			
	⑤その他		(勤務先) (職名)			

●所持する免許状についてすべて記入してください。(受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。) ※記入の方法は P16「所持する免許状の欄の書き方について」をご覧ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日※
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付してください。
※「有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記載してください。
※免許状に記載されている有効期間が平成 31 年 5 月 1 日以降の場合は、「平成 31 年」を「令和元年」に置き換え、以降の暦においても令和を使用し、記載してください。

●修了確認期限または有効期間について記入してください。 ※P15「旧免許状と新免許状の見分け方」をご覧ください。

旧免許状の方 (当てはまる方に修了確認期限を記入してください。)

初めての免許状更新講習 (最初の修了確認期限を記入)	修了確認期限	平成・令和 年 月 日
2 度目の免許状更新講習 (更新講習修了確認証明書等に記載の「次の修了確認期限」を記入)	修了確認期限	令和 年 月 日

※延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入し、その旨を記入してください。

新免許状の方

有効期間の満了の年月日 (複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入)	令和 年 月 日
---	----------

〔受講者本人記入欄〕

●希望する講習に○印をつけてください。

希望講習	講習コード	講習名	開講日
	401	【必修】教育の最新事情	11 月 1 日（日）
	501	【選択必修】安心安全な園づくりのために （危機管理上の課題と組織的対応の必要性）	11 月 3 日（火）
	601	【選択】保育におけるマネジメントとリーダーシップ	12 月 5 日（土）

●昨年度や今年度、教員免許状更新講習を受講しましたか。（本学以外で受講した場合も記入してください。）

- ☐ 受講していない
- ☐ 受講した → 受講した領域をチェックしてください。【 ☐ 必修領域 ☐ 選択必修領域 ☐ 選択領域（ 時間） 】

●特別な配慮や支援を希望する方は記入してください。

希望する配慮・支援内容	
-------------	--

〔証明者記入欄〕

※校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は P16「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

（受講者）

ふりがな		生年月日	昭和			
氏名			平成	年	月	日

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第 9 条の 3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第 9 条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地教行法第 23 条第 1 項の条例の定めるところによりその長が同項第 1 号に掲げる事務を管理し、執行することとされた地方公共団体の当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第 9 条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第 9 条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第 9 条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・教員採 用内定者に 準ずる者	教員採用内定者（免許法第 9 条の 3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第 9 条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第 9 条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第 9 条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト登載者等）（免許状更新講習規則第 9 条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第 9 条の 3 第 3 項又は免許状更新講習規則第 9 条に規定する受講対象者であることを証明する。

令和 年 月 日

証明者名 （機関名・役職名）

（氏名） _____ 公印

(別紙)

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

〔受講者本人確認用〕

○旧免許状と新免許状の見分け方

＜旧免許状＞

平成 21 年（2009 年）3 月 31 日まで（教員免許更新制が導入される前まで）に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。

ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

＜新免許状＞

平成 21 年（2009 年）4 月 1 日以降（教員免許更新制の導入後）に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※もともと旧免許状を所持している場合は、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日（複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日）の 2 年 2 か月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。

（参考）※送付不要

【受講者本人記入欄】

○所持する免許状の欄の書き方について

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育 外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
特別支援学校自立教科教諭（普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
特別支援学校自立活動教諭（普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

【証明者記入様式】

○受講対象者の証明方法について

受講対象者の区分			証明の方法（※注）
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①）	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）		
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地教行法第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、執行することとされた地方公共団体の当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）		任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）		任命権者又は雇用者の証明
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）		その者の任命権者・雇用者の証明
	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）		任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）		任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）		当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）		当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト登載者等） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）		任用又は雇用する可能性がある者の証明

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）

令和 2 年度 仁愛女子短期大学 教員免許状更新講習【後期】 事前アンケート

この事前アンケートは、受講者の全体的な意向を把握することを目的として実施するもので、個々の受講者の意向全てを講習内容等に直接反映することを目的としたものではありません。

受講する講習すべて（1 講習 1 枚）についてご記入いただき、受講申込書等に同封して郵送してください。

領 域	必修 ・ 必修選択 ・ 選択
講習コード	
講 習 名	

I. 本講習をどのようにお知りになりましたか。（複数回答可）

1. 本学ホームページ
2. 福井県教育委員会ホームページ
3. 文部科学省ホームページ
4. 勤務先（上司・先輩・同僚）
5. 友人・知人
6. その他（具体的に _____ ）

II. 本講習の受講を希望した理由は何ですか。（複数回答可）

1. 都合のよい日程で開講されている。
2. 現住所からの交通の便がよい。
3. 講習内容に興味・関心がある。
4. 仁愛女子短期大学を卒業したため。
5. その他（ _____ ）

III. 本講習を受講するにあたってのご要望があれば、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

アンケートの内容については、できるだけ講習内容に反映できるように努めていきます。

お問い合わせ先

仁愛女子短期大学

教員免許状更新講習室

〒910-0124 福井市天池町 43-1-1

TEL 0776-43-6609

FAX 0776-56-4555

e-mail menkyokosyu@jin-ai.ac.jp

HP <http://www.jin-ai.ac.jp/>